

**令和 8 年度 岸和田市社会福祉協議会**  
**赤い羽根 フリースクール・学習支援助成金**  
**交付申請の手引き**

## はじめに

岸和田市社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金を活用し、学校以外で実施されるフリースクール及び無料学習支援活動に対して助成を行います。以下の内容をご確認の上、申請を行ってください。

### 1. 助成対象について

#### 【申請できる団体】

以下のいずれかを満たしている団体とします。

岸和田市内で活動する営利を目的としない 5 名以上の市民活動団体  
(法人格の有無は問わない)

#### **※ただし、以下の団体については、申請ができません。**

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去に法令等に違反する等の不正行為を行った団体
- (3) 過去に助成金申請・報告等で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を主たる目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体
- (7) 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

#### 【助成対象事業】

学校以外で実施される活動で、フリースクール及び学習支援事業として不登校児童に対して適切な教育指導を行う環境を作り、子どもが暮らしやすい社会を作ることを目的に実施される地域福祉活動に助成します。但し、新規事業、比較的短期的に効果が得られる事業を優先します。

#### 【助成金対象経費】

事業に必要と認められる次の経費で、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限ります。

経費の種類等	内 容
教材費	授業に必要なテキストやペン等教材費 ※1 回あたりの上限は 5,000 円
使用料及び賃借料	・活動に必要な家賃・水道・光熱費 1 回あたりの上限は 1,000 円（月 1 回以上開催している団体に限る） ・イベント開催等に伴う会場借上げ代やレンタカー代は、実費額
広報費	活動の啓発に必要なチラシ・ポスター代、プログラムに必要なレジユメ等印刷費 年間上限 50,000 円
通信・運搬費	活動の啓発に必要なチラシ・ポスターの発送費用・ZOOM 利用料等 年間上限 20,000 円
備品購入費	運営に必要な備品（PC、プリンター、プロジェクター等）の購入費 ※年間上限 100,000 円 ※1 万円以上の備品については見積書等、詳細がわかる資料の提出が必要です。
改修費	活動場所の設置に際しての拠点整備に係る改修費 年間上限 50,000 円
研修費	運営スタッフのスキルアップのための研修会の開催時の講師の謝礼および旅費、研修受講・視察研修に必要な参加費および旅費 （研修開催に際しては、企画案をもとに講師謝礼および交通費の調整をするものとし、外部研修受講に係る参加費および旅費に関しては 3 名までとする）
保険料	活動の際にかけるボランティア・市民活動行事保険代
交通費	学生ボランティアやカウンセラーなどの資格保有者の交通費実費 年間上限 30,000 円
その他	交付が必要と認められる経費 ※申請の際にご相談ください。

【活動助成限度額】

1 事業あたり 20 万円以内 ※予算の範囲での助成になります。

【助成対象事業期間】

令和 8 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

## 2. 申請手続きについて

### 【申請に必要なもの】

様式1号・2号については、ボランティアセンターに取りに来られるか、社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。なお、社会福祉協議会登録団体については③・④は提出の必要がありません。

- ① 助成金申請書（様式1号）
- ② 助成金交付請求書（様式3号）
- ③ 申請団体の会則
- ④ 申請団体の会員名簿
- ⑤ 見積書等、詳細がわかる資料

※1万円以上の備品を購入希望の場合のみ提出が必要です。

※商品のカタログなどがあれば提出してください。

※インターネットの商品掲載ページの画面等のコピーなど、購入価格がわかるものでも可能です。

- ⑥ その他、申請事業の詳細がわかる資料（詳細なタイムスケジュールなど）

### 【申請受付期日】

令和8年5月15日（金）必着

## 3. 助成の適否の審査について

適正な交付申請書の提出を受け付けた後、審査会において申請内容の審査を行い、助成の適否・助成金額を決定します。

## 4. 交付（不交付）決定の通知について

審査会の審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を行い、各申請団体に通知します。

### 助成金交付（不交付）決定通知書（様式2号）

## 5. 助成金の交付について

助成交付決定後、30日以内に当該団体に対し交付します。

## 6. 事業完了報告書の提出等について

### 【事業実施報告書の提出】

助成事業完了後、「**助成金事業実施報告書（様式4号）**、**助成金精算報告書(様式5号)**」に必要な書類（助成金事業に関わる経費の領収書、事業内容がわかる資料）を添えて事業完了後30日以内に提出してください。

## 7. その他

### 【事業内容の変更】

助成事業（活動）の変更がある場合は、事前にボランティアセンターまで相談をしてください。必要に応じて、事業変更申請書を提出していただく場合があります。

但し、申請事業区分や事業目的の変更、事業内容等が大幅に変更する場合は認められません。

### 【事業内容の中止等】

助成事業（活動日時）が、対象期間内に完了できない場合や中止した場合は、すみやかにボランティアセンターまで連絡してください。

### 【事業運営に際してのお願い】

当助成金を活用して印刷物を作成する場合は、必ず、「当事業については赤い羽根共同募金の助成金を活用しています」という一文を入れてください。

また当助成金を活用して購入された備品についても、「赤い羽根共同募金 助成金」と記載したシールなどを貼付してください。

.....

### 【助成金事業に関するお問合せ・各種書類の提出先】

岸和田市ボランティアセンター 〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5

TEL 072-430-3366 FAX 072-431-1500

E-mail vc@Kishiwadashisyakyo.onmicrosoft.com

### ※各種書類の提出について

持参することができない場合は郵送でも結構です。（受付最終日までの消印有効）

ただし、記載内容に不備があった場合は来所の上、訂正していただく場合があります。